2　前項の場合において、本来出力の抑制を受けるべきであった太陽光発電設備を有する認定事業者が、あらかじめ特定契約電気事業者から示された本来出力の抑制を受けるべきであった時間帯において、当該発電設備を用いて発電し、及び供給した再生可能エネルギー電気については、当該認定事業者と特定契約を締結する電気事業者が、その特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に該当しないものとみなす。

（一時調達契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条の三　法第十六条第二項の経済産業省令で定める正当な理由については、第十四条の規定を準用する。

（再生可能エネルギー電気の供給又は使用の基準）

第十五条　法第十七条第一項に定める経済産業省令で定める基準は、電気の安定供給の確保に支障のない範囲で、電気事業者が特定契約又は一時調達契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量から次の各号に掲げる量を控除して得た電気の量を卸電力取引所が開設する翌日市場における売買取引により供給する方法とする。ただし、翌日市場における売買取引ができない場合においては、電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量から次の各号に掲げる量を控除して得た電気の量を当該電気事業者が使用する方法とする。

一・二　［略］

第三章　再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物の設置等に関する特別の措置

（系統電気工作物に係る費用の届出期間）

第二十条　法第二十八条第三項の経済産業省令で定める期間は、一年とする。

（系統設置交付金の算定のための届出）

第二十一条　一般送配電事業者又は送電事業者は、法第二十八条第三項に基づき、様式第十の二による届出書により、推進機関に届け出るものとする。

［新設］

（再生可能エネルギー電気の供給又は使用の基準）

第十五条　法第十七条第一項に定める経済産業省令で定める基準は、電気の安定供給の確保に支障のない範囲で、電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量から次の各号に掲げる量を控除して得た電気の量を卸電力取引所が開設する翌日市場（電気事業法第九十八条第二項に規定する翌日市場をいう。以下同じ。）における売買取引により供給する方法とする。ただし、翌日市場における売買取引ができない場合においては、電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量から次の各号に掲げる量を控除して得た電気の量を当該電気事業者が使用する方法とする。

一・二　［略］

第三章　電気事業者における費用負担の調整

（法第二十八条第一項の経済産業省令で定める期間）

第二十条　法第二十八条第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

（交付金の額の算定方法）

第二十一条　法第二十九条各号列記以外の部分の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間ごとに、法第二十九条の規定に基づき算定して得た額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除して得た額に第一号から第三号までに掲げる額（当該電気事業者が一般送配電事業者である場合であって当該再生可能エネルギー電気の調達が離島（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島をいう。次条及び第二十四条において同じ。）で行われる場合にあっては、第一号に掲げる額に限る。）を加え、及び第四号に掲げる額を控除するものとする。この場合において、当該方法により算定して得た額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

一　交付金の交付に伴い当該電気事業者が支払うこととなる事業税に相当する額

二　特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給を受けることにより電気事業者又は電気事業者から再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者がインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定するインバランス料金をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる費用を追加的に負担する平均の費用として経済産業大臣が定める額